

(別紙)

「クロルピリホスメチル」他5農薬の食品安全基本法第24条第2項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

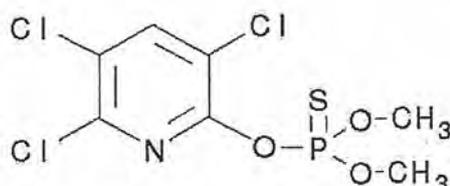
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づく飼料中の農薬の残留基準（いわゆる暫定基準）の設定は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第3号に該当することから、暫定基準を設定した農薬の食品健康影響評価を、本施策の施行後相当の期間内に食品安全委員会に依頼することとされている。

今般、評価に必要な資料が整ったことから、食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

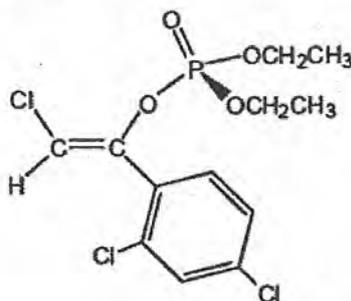
(1) クロルピリホスメチル

本剤は有機リン系殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）を対象に残留基準を設定している。



(2) クロルフェンビンホス

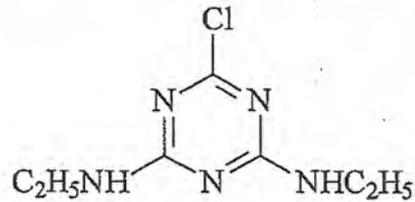
本剤は有機リン系殺虫剤であり、国内では農薬登録されていない。ポジティブリスト制度の導入に際して、穀類（小麦及びとうもろこし）を対象に残留基準を設定している。



(別紙)

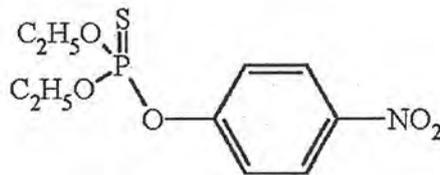
(3) シマジン

本剤はトリアジン系除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、とうもろこし及び牧草を対象に残留基準を設定している。



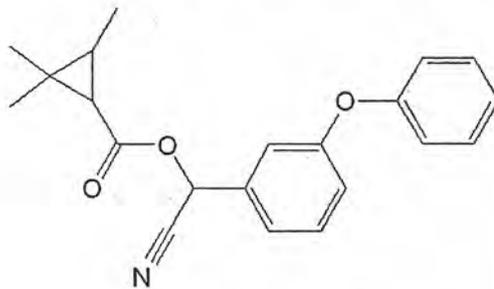
(4) パラチオン

本剤は有機リン系殺虫剤であり、国内では販売・使用が禁止されている。ポジティブリスト制度の導入に際して、穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）及び牧草を対象に残留基準を設定している。



(5) フェンプロパトリン

本剤はピレスロイド系殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、牧草を対象に残留基準を設定している。

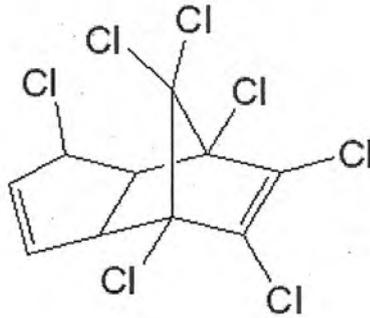


(6) ヘプタクロル

本剤は POPs 条約の規制対象物質である。世界的にも原則使用が禁止され、我が国でも使用が禁止されているが、環境中に残留し飼料作物に含まれる可能性があることから、ポジティブリスト制度の導入に際して、牧草

(別紙)

及び家畜に給与する段階での飼料を対象に残留基準を設定している。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を受けた後に、飼料中の残留基準の検討を行うこととし、その際には、当該基準及び畜産物中の残留基準が人の健康に悪影響を及ぼさないものであり、飼料給与が困難とならないよう厚生労働省と調整を図ることとしている。

提出資料の一覧

1. クロルピリホスメチル
家畜代謝試験（山羊、鶏）及び残留試験（牛、豚、鶏）
2. クロルフェンビンホス
家畜残留試験（牛、豚、鶏）
3. シマジン
家畜代謝試験（山羊、鶏）及び残留試験（牛、鶏）
4. パラチオン
家畜代謝試験（山羊、鶏）
5. フェンプロパトリン
家畜代謝試験（山羊、鶏）及び残留試験（牛、鶏）
6. ヘプタクロル
家畜残留試験（牛、鶏）